

お申込み規定（約款）

当約款は株式会社アプリス（大阪市北区中崎西 3-1-2。以下「当社」といいます）が提供する留学サポートに関する契約（以下「本契約」といいます）の取引条件を定めたものです。必ずお申込みの前にお読みください。

第 1 条（総則）

第 5 条に定める留学サポートを受けるご本人（以下「申込者」といいます）は、当約款に同意のうえ、当社に本契約を申し込むものとし、本契約が次条に従って成立した場合には、当約款の条項が適用されるものとします。

第 2 条（本契約の申込みと成立時期）

1. 申込者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、当社へご郵送ください。
2. 本契約は当社が申込者からの申込書を受領した時点で成立するものとします。
3. 当社は本契約成立後、諸手続きを開始致します。

第 3 条（拒否事由）

当社は、申込者からの本契約の申込みが以下に定める事理に該当するときに、申込者の申込みを断る場合があります。

- ① 申込み希望者が渡航に適した条件を備えていないと当社が判断したとき。
- ② 未成年や学生の申込み希望者が、親権者（保護者）その他法定代理人の同意を得ていないとき。
- ③ 申込者の希望する留学期間が受け入れ不可能な状態にあるなど、渡航できる可能性が明らかでないとき。
- ④ 期限までに渡航手続きが完了する見込みがないとき。
- ⑤ その他、当社の認めるところによる事理があるとき。

第 4 条（申込み条件）

本契約は、15 歳未満の方は保護者の同行などを条件とする場合があります。

第 5 条（当社が申込者に提供する留学サポート）

1. 当社が提供する留学サポートは、申込者が希望する留学プログラムの申込み手続きの代行、出発にあたっての情報提供を行うものです。
2. 申込み希望者は、自己責任のもとで渡航する事を前提として本契約を申し込むものとし、渡航先でのトラブルや事故に対して当社は一切の責任を負いません。
3. 当社が提供する留学サポートは、いわゆる旅行業にいう「募集型企画旅行」（主催旅行）とは異なります。
4. 「特別補償」及び「旅程補償」はいたしません。

第 6 条（当社の責任）

当社の責任は第 5 条に定める留学サポートの業務の範囲内に限定されます。

第 7 条（留学費用のお支払）

留学費用などは、当社の発行する請求書に指定された期日までに当社指定の支払い方法によりお支払いいただきます。

第 8 条（留学費用に含まれるもの）

留学プログラムに明示してあるもの。

第 9 条（留学費用に含まれないもの）

前条に記載したもの以外は留学費用に含まれません。その一部を例示します。

- ① 飲食費等個人的性質の諸費用及びこれに係る税・サービス料金
- ② 日本から渡航先までの往復航空券及び航空施設使用料並びにそれらに付随する費用
- ③ フィリピン政府に支払う必要のある費用
- ④ 傷害・疾病に関する医療費

第 10 条（留学プログラムの開始日）

留学プログラムの開始日は、申込みいただいた留学開始日または宿舎利用開始日となります。

第 11 条（本契約の解除）

申込者は本契約の解除を当社に通知するとともに以下の料金をお支払いいただくことにより、本契約を解除することができます。なお、申込者による解除通知の到着または料金の支払い日が休業日にあたる場合は、翌営業日が解除通知の到着した日、または料金支払い日となり、17:00 以降に当社に解除通知が到着し、または料金が支払われた場合も翌営業日の到着または支払いとみなします。

1. 留学開始前

キャンセル申込み時点	キャンセル料金
留学 31 日前まで	留学費用の 20%
留学 30 日～4 日前まで	留学費用の 30%
留学 3 日～前日まで	留学費用の 50%
留学当日	留学費用の 60%
留学当日（無連絡）	留学費用の 100%（払い戻しなし）

2. 留学開始以降

現地でキャンセルをお申し出された時点で留学残り日数が 29 日以上ある場合は、29 日以降分に関しての料金 50 パーセントを返金させていただきます。

返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

※規定を破って退校処理になった場合、留学終了まで残った期間に関係なく払い戻し金額はありません。

第 12 条（当社からの解約）

1. 以下に定める事由が申込者にあるとき、当社は催告した後、本契約を解約できるものとします。

- ① 申込者が、指定期日までに当社が指定した必要書類を提出しないとき。
- ② 申込者が、指定期日までに留学費用の支払いをしないとき。
- ③ 申込者の所在が不明、もしくは 1 ヶ月以上にわたり連絡不能のとき。
- ④ 申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽または重大な遺漏が発覚したとき。
- ⑤ その他、当社がやむを得ない事由を認めたとき。

2. 前項に基づき、当社が本契約を解約する場合、留学費用等、すでに申込者が当社に支払った費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した取消料などの費用及び損失は申込者が負担するものとし、別途請求いたします。

第 13 条（免責事項）

当社は、以下のような場合に責任を負いません。

- ① 申込者がパスポート及び航空券、ビザ等の不備、もしくは何らかの事由により渡航先国に入国拒否されたとき
- ② 申込者がパスポート及び航空券、ビザ等の取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき

③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・留学先等の事故、運送機関の遅延・スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害

④ 申込者は自己責任において行動するものであり、渡航後の法令・公序良俗、留学機関等の各種規則などに違反した際の責任や損害賠償責任は本人に帰属し、当社はその責任を負いません（授業中以外の自由時間での事故や盗難等が含まれます）。

また、留学先で観光ツアーなどに参加される場合は、申込者の自己責任とし、交通事故や災害・事故による損害に対して当社は一切の責任を負いかねます。また、スポーツ等が原因の事故の責任も本人に帰属します。特定のスポーツをする際、保険の特約が必要であれば本人の責任にて加入手続きを行うものとします。

第 14 条（損害負担）

申込者が、当社の責任によらない事由により何らかの損害を被る場合、当社はその負担を負いません。

第 15 条（ご注意事項）

申込者は以下の事項を了承するものとします。

- ① 土曜日、日曜日、各国の祝日、留学機関の定める休校日には、授業及び施設の一部もしくは全部が閉鎖あるいは一部利用が制限される場合があること。
- ② 渡航先国、留学機関等によって、急遽、祝日及び休日が制定される場合があること。
- ③ 次の各号を遵守すること。

一、法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。

二、留学機関、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること。

三、当社、当社スタッフ、留学機関、宿泊施設、または、渡航先の人々に対して公序良俗に違反することがないように行動すること。

第 16 条（合意管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、当社本店所在地（大阪市北区）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 17 条（準拠法）

当約款は、日本の法律に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第 18 条（約款の変更）

当約款は、事情により告知なく変更することがあります。

第 19 条（発行期日）

当約款は 2017 年 05 月 01 日以降に申し込まれる契約に適用されます。

キャンセル規定・免責事項

キャンセル規定

a.留学開始31日前まで	留学費用の20% + 入学金
b.留学30日前～14日前まで	留学費用の30% + 入学金
c.留学13日前～留学前日まで	留学費用の50% + 入学金
d.留学当日	留学代金の70% + 入学金
e.留学当日の無連絡でのキャンセル	留学代金の100%

※入学金はいかなる場合でも返金しかねます。

- 留学開始後、留学を中止される場合で、留学残り週間が留学全週間の半分以上残っている場合(例、12週間留学の場合、残週間が6週間以上)に限り、残週間の留学費用(入学金、基本料金、オプションを含む)から、同留学費用の50%、振込手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。(左記の計算結果がマイナスとなった場合は、返金額ゼロとなります)
ただし、規定違反等により退学となった場合には、払い戻しはございませんので、ご了承ください。
- 当校の統制外で起きる事由や、天災地変(台風、停電、地震など)などの不可抗力事由で授業が実施できない場合、当校としては返金等の補償は致しかねますので、ご了承ください。
- 個人的理由による授業不参加の場合の払い戻しや再授業はいたしません。ご自身の都合による授業の欠席などは、いかなる場合でも返金等の補償は致しかねますので、ご了承ください。
- キャンセルのご連絡は、eメールもしくは電話でのご連絡により、通知を受け取った日をキャンセルの受領日といたします。
- 返金が必要である場合には、振込みにかかる送金手数料、銀行手数料は、お申込者のご負担となります。
それらの費用を差し引いた額を日本円にてお客様の指定口座にお振込みいたします。返金のお振り込みに関しましては最大30日程度の日数を要しますので、ご了承下さい。
- 何らかの事情で当校に責任が発生し、損害賠償義務を負う場合であっても賠償金額は留学費用として受け取った金額を上限とします。

免責事項

当校は、以下のような場合には責任を負いません。

- フィリピンの祝日などによる、受講日数の減少(原則、振替授業等を行いません)。
- 申込者がパスポート及び航空券、ビザ等の取得ができず、予定の出発ができない場合。
- 申込者がパスポート及び航空券、ビザ等の不備等、その他何らかの事情により、航空会社による搭乗拒否、出発国による出国拒否、渡航先国に入国拒否をされた場合。交通機関における運行遅延、運行休止等によって発生した損害および日程変更。
- 疫病、天災、戦乱、暴動、交通機関における事故、その他不可抗力の事情により生じる休校等(これに限らない)による損害。
- 渡航先における法令・公序良俗および当校における規則に違反して生じた責任や損害賠償責任。
- 海外渡航におけるすべての活動(交通機関利用、就学、観光、ショッピング、飲食、スポーツなど)において、事故や災害、怪我、疾病、犯罪による損害。
- 渡航方法、渡航先国の情報等の情報提供サービスは、最新の情報に基づいて行っておりますが、渡航先国・航空会社等で諸情報に変更がある場合もあり、申込者がその情報を利用し行動する際の責任。
- 申込者との連絡に使われる電子メールや電話等の障害・特徴に起因して発生した損害に対する責任。